平成２３年（フ）第７３１号
埼玉県草加市高砂２丁目17番12―707号
債務者　半田　貴也
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦麻里沙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
福井県丹生郡越前町樫津第78号１番地15
債務者　水島　和宏
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
福井県坂井市丸岡町一本田福所第６号23番地
債務者　中野さち子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９４号
京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町378番地３
債務者　池田　信一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉村　　匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９７５号
札幌市中央区南１条西20丁目２番５―801号
債務者　池田多佳子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　唯彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４９号
愛知県春日井市小野町１丁目43番地２
債務者　キュービックこと　松原　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　　保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３９号
埼玉県越谷市北越谷１丁目３番６号　ルネリバーサイド103
債務者　菊池和香子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永　知樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
京都府舞鶴市字大波下556番地の１
債務者　金海こと　金　　智英
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
京都府舞鶴市字大波下556番地の１
債務者　金海こと　権　　年子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
北海道伊達市南稀府町76番地７
債務者　数又　照子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　俊介
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
北海道伊達市南稀府町76番地７
債務者　数又　義雄
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　俊介
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２０号
秋田県横手市横手町字上真山179　上真山コーポＣ―10号室、住民票上の住所秋田県横手市根岸町２番37号
債務者　柴田　義真
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第２１号
岩手県一関市千厩町千厩字前田45番地８、前住所岩手県一関市千厩町千厩字東中沢80番地21
債務者　西城　貴彦
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第９６号
奈良県大和高田市甘田町10番13―103号　エクシブタカダ
債務者　北京料理白鳳こと　新田　一夫
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
奈良県大和高田市甘田町10番13―103号　エクシブタカダ
債務者　新田かず子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
奈良県御所市大字三室104番地の１
債務者　芦田　隆一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
奈良県橿原市木原町220番地の１　サンパティーク橿原302号
債務者　人見　源一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠179番地の１Ａ―105
債務者　遠藤　義雄
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係